

最近多く寄せられているお問合せ(GビズID関係)

Q

すべての学校設置者等(義務対象事業者)はGビズID(プライム)の取得が必要とのことですが、誰が取得すればよいのでしょうか？

A

(民間の法人・個人事業主である場合)
組織の長(理事長、代表取締役など)でなければ、GビズID(プライム)を取得することはできません。GビズID(プライム)を既に取得済みの場合は、新たに取得する必要はありません。

(地方公共団体である場合)

民間事業者とは異なり、課長職級以上の役職者であれば取得が可能となっているため、既に他部署等においてGビズIDを取得している場合があります。
こども性暴力防止法関連システムを取り扱うべき主体はいずれの部署が適切かという観点で、新たなGビズID(プライム)が必要か否かをご判断ください。

Q

施設・事業所の運営を委託していますが、委託元と委託先のどちらがGビズIDを取得する必要があるのでしょうか？

A

委託元(学校設置者等)と委託先(施設等運営者)ともに、GビズIDの取得が必要です。

Q

事業者内でこまろうシステム(こども性暴力防止法関連システム)を扱う者はすべてGビズIDの取得が必要になりますか？

A

GビズID(プライム)の方と、必要に応じて設定するGビズID(第一管理者)の方以外については、GビズIDの取得は不要です。(GビズID(プライム)又はGビズID(第一管理者)のアカウントを持つ方が、こまろうシステム利用開始時に、複数の者に対して、システム上の利用権限を付与することができます)

最近多く寄せられているお問合せ(まとめ登録関係)

Q

まとめ登録は、施設・事業所ごとに提出するのでしょうか？法人ごとに提出するのでしょうか？

A

施設・事業所ごとに、所轄庁に登録してください。

Q

まとめ登録様式の「担当者」の欄(入力項目⑱～㉔、㉙～㉛)は、どのような者を記載すればよいのでしょうか？

A

登録内容は、こども家庭庁で確認を行います。確認が必要と思われる事項があれば、登録いただいた担当者の連絡先に確認依頼をすること(※)がありますので、その際にご対応いただける方を記載してください。

※7月以降、「こども性暴力防止法 照会窓口」からご連絡します。

メールでご連絡する場合は、「@kodomon-shiro.jp」のドメインからメールを送信します。

Q

まとめ登録様式「施設等運営者」(入力項目㉞)の区分は何を選択すればよいのでしょうか？

A

学校設置者等から指定(指定管理)を受けて施設・事業所を運営している場合は「指定管理」を、委託を受けて施設・事業所を運営している場合は「委託」をそれぞれ選択してください。

なお、学校設置者等が施設・事業所を直接運営している場合は「なし」を選択し、入力項目㉟～㉛の入力は不要です。